

「道路行政マネジメント研究会」設置要綱（案）

（設置）

第1条 道路局に道路行政マネジメント研究会（以下「研究会」という）を置く。

（目的）

第2条 研究会は、道路行政のマネジメントのあり方について検討する。

（委員）

第3条 委員は、専門的知見を有する者のうちから、道路局長が任命する。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 研究会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから、道路局長が任命する。
- 3 委員長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第5条 研究会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 研究会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（公開）

第6条 会議は、公開とする。

- 2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。
- 3 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合は、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他研究会の運営に関し必要な事項は、委員長が研究会に諮って定める。

道路行政マネジメント研究会委員名簿

委員長

古川 俊一 筑波大学社会工学系教授

委員

家田 仁 東京大学大学院工学系研究科教授

梅田 次郎 (株)日本能率協会コンサルティング
行政経営アドバイザー

北大路 信郷 静岡県立大学経営情報学部教授

田淵 雪子 (株)三菱総合研究所
E-ガバメント研究センター 主任研究員

(敬称略)

(五十音順)